



住民税非課税世帯の皆さまへ

交野市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金 (3万円/1世帯)のご案内



- この給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、国の交付金を活用して、令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯に **1世帯あたり3万円** を給付する **交野市独自の制度** です。
- 全国の市町村でも同様の給付金事業が実施されていますが、それぞれ独自の制度であるため、本市の給付金と時期や給付金額など必ずしも同じ内容ではありません。
※給付金を受給するためには、確認書や申請書の提出など **手続きが必要** です。
- 提出期限は、**令和5年10月31日(火)** です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

交野市が確認書(または申請書)を受理した日から **2~3週間後** が目安です。

支給対象・手続き方法

支給対象となる世帯 (基準日 (令和5年6月1日) 時点で交野市に住民登録があり、令和5年度の**住民税均等割が非課税**の世帯)

令和5年1月1日時点で交野市に住民登録がある非課税世帯

令和5年1月2日から基準日の令和5年6月1日の間に交野市に転入した非課税世帯

交野市から「**確認書**」が届きます。



交野市から「**申請書(請求書)**」が届きます。



提出期限

- **令和5年10月31日(火)**
郵送での提出にご協力をお願いします。



支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

1 令和5年1月1日に交野市に住民登録がある世帯

- 対象と思われる方に、手続きを案内した「**支給要件確認書**」を発送します。
- 内容を確認し、**必要事項を記入して期限までに市に提出してください。**

2 転入世帯

令和5年1月2日から基準日の6月1日の間に、本市に転入した住民税均等割が非課税の世帯に対する給付

- 給付金を受け取るには、**申請書による申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、**期限までに市に提出**してください。
- 世帯全員の課税証明書（18歳未満は不要）が必要となります。（令和5年1月1日に在住の市町村で発行されます。）



3 ご注意いただきたいこと

- 交野市からこの給付金（3万円）を受け取っていないこと。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいないこと。
- 世帯の中に、租税条約による免除の適用を受けている方がいないこと。
- 確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。
- 意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。
- この給付金は、低所得者世帯交付金にかかる差し押さえ禁止等に係る法律により差押えの禁止や所得税がかからないことになっています。
- DV等の事情によって避難している世帯、新たに住民登録した世帯の場合にも受給できる場合があります。下記までご相談ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
警察相談専用電話(# 9110)



※自宅や職場などに市役所や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに下記の電話や警察相談専用電話にご連絡ください。

お問い合わせ

交野市臨時特別給付金推進室 受付時間（平日9:00～17:30・閉庁日を除く）
フリーダイヤル ☎ 0120-093-192（6/1～3/31）
交野市役所 代表 ☎ 072-892-0121